

日本バイオ炭普及会 (Japan Biochar Association)

バイオ炭製造販売部会 細則

第1条 (目的)

この細則は「バイオ炭製造販売部会会則」に基づき、バイオ炭製造販売部会の運営上必要な事項を定める。

第2条 (年会費)

会則第13条で規定する年会費は、次のとおりとする。尚、初回は入会后2か月以内に、それ以降は会計年度ごとに支払うものとする。

正部会員	企業規模 (年商)	年会費
個人		¥3,000
任意団体 (小規模)	10名未満	¥5,000
法人・任意団体	年商5千万円未満	¥10,000
	年商2億円未満	¥30,000
	年商5億円未満	¥50,000
	年商10億円未満	¥100,000
	年商10億円以上	¥200,000
研究者		¥0

附則

本細則は、2021年1月1日から施行する。